

～令和8年度 小学校新1年生の保護者の皆様へ～ **スクールライフサポート(就学援助)制度 新入学用品費の入学前支給のお知らせ**

★スクールライフサポートとは、経済的な理由でお子さんを小・中学校へ就学させるのにお困りの方に、学用品費や給食費など、就学に必要な費用の一部を援助するものです。



海老名市では、令和8年4月に小学校に入学予定のお子様がいるご家庭で、経済的な理由でお困りの方に、新入学用品費の入学前支給を行います。

海老名市教育委員会 就学支援課 ☎046-235-4918

《援助を受けられる世帯》

令和8年1月1日時点で海老名市に居住し、次の(1)または(2)の認定要件に該当する方

(1) 令和7年度または令和6年度で、次のア～オのいずれかに該当する世帯

ア 生活保護が停止・廃止された世帯

※世帯員の増加による停止・廃止を除きます

イ 市民税が減免されている世帯

※非課税世帯とは異なります

ウ 国民年金保険料や国民健康保険税が減免(徴収猶予)されている世帯

エ 児童扶養手当の支給を受けている世帯

※児童手当、特別児童扶養手当とは異なります

※支給開始が年度途中の場合、支給開始後から認定

オ 保護者(世帯主)が失業し、職業安定所に登録された日雇労働者の世帯

(2) 収入が少なく、お子さんを就学させることが経済的に困難と認められる世帯(所得審査)

【世帯所得の目安額(上限)】

世帯人数	持家	賃貸住宅
2人	234万円	316万円
3人	316万円	405万円
4人	360万円	449万円
5人	440万円	529万円
6人	517万円	612万円

※「収入」ではなく「給与所得控除後の金額」です。

※同居有無を問わず「子どもと生計を共にする方全員」の所得合計です。

※世帯構成、年齢、持家・賃貸等により目安額は異なります。目安額を下回っても否認定になる場合や、上回っても認定となる場合があります。

※目安額(認定基準額)は毎年度変更となる場合があります。

《必要な書類》

①海老名市スクールライフサポート申請書(別紙) ②添付書類(下表)

認定要件(上記参照)	添付書類	備考
(1)ア 生保停止・廃止	不要	★申請中の場合は、申請書裏面の理由欄外に「申請中」と記入してください。
エ 児童扶養手当		
イ 市民税減免	減免決定通知書(写し)	★減免を受けている方「全員分」が必要です。
ウ 年金・国保減免		
オ 日雇労働者	日雇手帳(表紙の写し)	
(2)経済的困難(所得審査)	①所得の書類 【R7.1.1 現在、住民票が海老名市にある方】 ・原則不要(※) 【R7.1.1 現在、住民票が海老名市にない方】 次のいずれか ・源泉徴収票(写し) ・確定申告書控え(写し) ・市県民税申告書控え(写し)	(※) 令和7年1月1日現在、住民票が海老名市にあり、申請書の「課税状況閲覧の同意」をした方は、原則、所得書類の提出は不要です。 ★世帯員が海外にいる場合や、米軍人・軍属の場合も所得証明は必要です。 (米軍人の場合「Wage and Tax Statement」)
	②賃貸借契約書 賃貸物件居住者のみ(添付がない場合「持家」で審査します)	

所得の書類は、世帯で所得のある方**全員分**必要です！



《提出方法 提出期限》

◆提出期限

令和7年12月12日（金）※厳守

◆提出先

海老名市教育委員会 就学支援課へ持参してください

〒243-0422 海老名市中新田 377 えびなこどもセンター2階

◆審査結果

令和8年1月中旬頃までにご自宅へ郵送します

《支給額・支給予定日》

◆支給額（新入学用品費）

57,060円

◆支給予定日

令和8年1月23日（金）



★ご不明点などある場合は
お問い合わせください。

《注意事項》

【申請・認定】

- ◆今回の申請・認定は、新入学用品費の入学前支給のみ適用されるものです。

令和8年度（入学後）の通常のスクールライフサポート（就学援助）の申請・認定とは異なります。

- ◆入学後に同制度を利用希望の場合は、新入学児童保護者説明会（1月に学校で開催）で配布する「令和8年度 スクールライフサポート制度のお知らせ・申請書」をご確認いただき、申請書を学校へ提出してください。

- ◆申請書の記載漏れ、書類不備、世帯全員の所得が確認できない場合（未申告等）は審査を行うことができず、否認定となる可能性がありますのでご注意ください。

- ◆今回、提出漏れや審査結果で否認定となった場合でも、令和8年度スクールライフサポートで支給認定を受けた場合は、入学後に新入学用品費が支給されます。

- ◆今回、入学前支給を受け、かつ令和8年度にスクールライフサポートの認定を受けた場合は、入学後の新入学用品費は支給対象外となります。

【認定の解除】

- ◆認定後に、①申請内容に虚偽又は不正があった ②援助費を本来の目的以外のことに使用したことが判明した場合は、認定を取り消し、給付した援助費の全額または一部を返還していただきます。

【支給後に転出した場合】

- ◆新入学用品費の入学前支給後に転出した場合、返金は求めませんが、転出先の自治体に本市で支給済の旨を通知します。



★今回申請しなかった場合でも、入学後1年生の時にスクールライフサポートの認定を受けた場合は、入学後に新入学用品費が支給されます。

★入学後の1年生でスクールライフサポートを受けるためには、改めて令和8年度の申請が必要になりますのでご注意ください。